

建築基準適合判定資格者の手引き(平成 27 年度版)正誤表

平成 27 年 6 月 1 日現在

ページ	該当箇所		訂正内容
284	8 道路高さ制限 下から 10 行目	誤	<p>・北側 B 道路(東側 A 道路の境界線から、東側 A 道路の幅員の2倍を超え、北側 B 道路の中心線から 10mを超える区域) 準住居地域であり、適用距離は 30m以下、斜線勾配は 1.25/1.0、計画建築物の後退距離は、建築物と北側 B 道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいうので、1.65mとなる。 また、この区域は前面道路の幅員は 15mとみなす。 <u>限度高さ(6階屋根パラペット立上り部分)は、 (8.65m+15m+1.65m)×1.25=31.625m</u> <u>計画高さ 24.5m ≤ 31.625mにより適合。</u></p> <p>よって、適合。</p>
		正	<p>・北側 B 道路(東側 A 道路の境界線から、東側 A 道路の幅員の2倍を超え、北側 B 道路の中心線から 10mを超える区域) 準住居地域であり、適用距離は 30m以下、斜線勾配は 1.25/1.0(<u>前面道路幅員が 12m以上である建築物について、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が前面道路の 1.25 倍以上の区域においては、斜線勾配は 1.5/1.0。</u>) 計画建築物の後退距離は、建築物と北側 B 道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいうので、1.65mとなる。 また、この区域は前面道路の幅員は 15mとみなす。 <u>6階屋根パラペット立上り部分は、前面道路の反対側の境界線とする線からの距離が 8.65m+15m+1.65m=25.3mであり、(15m+2×1.65m)×1.25=22.875m以上離れているから、斜線勾配は 1.5/1.0となる。</u> <u>限度高さ(8.65m+15m+1.65m)×1.5=37.95m</u> <u>計画高さ 24.5m ≤ 37.95mにより適合。</u></p> <p>よって、適合。</p>
284	8 道路高さ制限 (に)欄	誤	
		正	<p>《根拠規定追加》 <u>法第 56 条第3項</u> <u>法第 56 条第4項</u></p>
285	8 道路高さ制限 解説 最後の行	誤	<p>計画の建築物は、東側 A 道路、北側 B 道路いずれの道路高さ制限にも適合している。</p>
		正	<p>《最後の行の上に以下を追加。》 <u>法第 56 条第 3 項及び 4 項により、準住居地域で前面道路の幅員が 12m以上である建築物であり、前面道路の反対側の境界線から建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線からの水平距離が前面道路の幅員に後退距離の 2 倍を加えたものに 1.25 を乗じた以上の区域においては、斜線勾配は 1.5 となる。</u> <u>計画敷地は、北側 B 道路のうち、東側 A 道路の境界線から、東側 A 道路の幅員の 2 倍を超え、北側 B 道路の中心線から 10mを超える区域については、準住居地域であり、適用距離は 30m以下となる。</u> <u>計画建築物の後退距離は、建築物と北側 B 道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいうので、1.65mとなる。</u> <u>また、この区域は前面道路の幅員は 15mとみなす。</u> <u>計画建築物の 6 階屋根パラペット立上り部分は、前面道路の反対側の境界線とする線からの距離が 8.65m+15m+1.65m=25.3mであり、(15m+2×1.65m)×1.25=22.875m以上離れているから、斜線勾配は 1.5 となる。</u></p> <p>計画の建築物は、東側 A 道路、北側 B 道路いずれの道路高さ制限にも適合している。</p>

※ 赤字は削除(訂正)する部分、青字は追加する部分